

令和5年度第1回月形町総合振興計画等審議会

日 時 令和5年9月13日（水）

午後5時00分～

会 場 役場大会議室

1 開 会

2 委嘱状交付

3 委員紹介

4 町長挨拶

5 議 事

(1) 月形町総合振興計画等審議会の概要について

(2) 会長及び副会長の選任について

(3) 諮 問

(4) 第5次総合振興計画策定基本方針について

(5) 第5次総合振興計画策定スケジュールについて

(6) まちづくりアンケート調査の実施について

(7) その他

7 閉 会



Tsukigata 70th Anniversary

○月形町総合振興計画等審議会条例

令和5年3月20日

条例第8号

(設置)

第1条 月形町総合振興計画（以下「振興計画」という。）及びまち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号。以下「法」という。）に基づく月形町創生総合戦略（以下「総合戦略」という。）に関する事項について審議するため、月形町総合振興計画等審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 審議会は、町長の諮問に応じ、次に掲げる事項について審議し、又は意見を具申するものとする。

- (1) 振興計画の策定に関すること。
- (2) 振興計画に基づく施策の実施状況及び効果の検証に関すること。
- (3) 総合戦略の策定に関すること。
- (4) 総合戦略に基づく施策の実施状況及び効果の検証に関すること。
- (5) 月形町人口ビジョンの策定及び改訂に関すること。
- (6) その他振興計画及び総合戦略に関すること。

(組織)

第3条 審議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。

- (1) 町の区域内の公共的団体及び関係機関の役員又は職員
- (2) 識見を有する者
- (3) 公募による者
- (4) その他町長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は2年とし、欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により選出する。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、会長が招集しその議長となる。

2 審議会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認める場合は、委員以外の者の出席を求め、意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

5 会議は公開するものとする。ただし、会長が必要と認める場合は、非公開とすることができる。

(守秘義務)

第7条 委員その他会議に出席した者は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、企画振興課において行う。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 2 非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例(平成13年月形町条例第19号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

(月形町まちづくり推進会議条例の廃止)

- 3 月形町まちづくり推進会議条例(平成16年月形町条例第11号)は廃止する。

月形町総合振興計画等審議会委員名簿

■任期：令和5年9月13日～令和7年9月12日

No	役職	選任区分	所属等		氏名
1		第1号 (条例第3条第2項第1号)	月形町行政区連絡会議	議長	山田 真人
2			月形町農業協同組合	専務理事	加藤 隆行
3			月形商工会	女性部長	廣野 いづみ
4			月形町教育委員会	委員	目黒 隆紀
5			月形町社会福祉協議会	事務局長	尾崎 美世子
6		第2号 (条例第3条第2項第2号)	北海道信用金庫	月形支店長	多田 義昭
7			北翔大学生涯スポーツ学部	准教授	川森 功偉
8			北海道大学大学院教育推進機構 教育プログラム推進部	教授	宮本 淳
9			月形町校長会	月形小学校長	山下 正志
10			月形町民生委員児童委員協議会	副会長	瀧澤 剛
11		第4号 (条例第3条第2項第4号)	月形町認定こども園 花の里こども園	保護者	山田 直樹
12			月形中学校	P T A会長	野崎 大輔
13			月形町への移住者		濱田 剛
14			山崎歯科医院	院長	山崎 伸太郎

第5次月形町総合振興計画策定基本方針

1 計画策定の背景と目的

本町では、これまで月形町第4次総合振興計画（平成27年度から令和6年度）に基づき、将来像に掲げた「人と自然と歴史がともに輝く 共生のまち 月形」の実現に向け、各分野にわたる様々な施策を町民とともに着実に進めてきました。

また、この間に、平成27年度からの5年間を計画期間とする「第1期月形町創生総合戦略」を、令和2年度からの5年間を計画期間とする「第2期月形町創生総合戦略」を策定し、人口減少の課題解消に向けた取り組みを進めてきました。

しかし、近年においては、新型コロナウイルス感染症が世界規模で感染拡大し、私たちの暮らしに大きな影響を及ぼしています。

国内においては、人口減少と急速な少子高齢化、長寿命化による社会保障関係費の増加、近年頻発する集中豪雨や地震など甚大化する災害に対する被災減災対策、社会資本の老朽化に伴う維持費用の増大などの対応が急務になっています。

本町においては、少子高齢化や人口減少の進行に歯止めがかかっておらず、町内の労働力不足や地域における担い手の不足など、様々な問題がさらに深まっています。

私たちの町は、令和12年度に開町150年を迎えますが、先人の功績を忘れることなく、町の特徴でもある独特な歴史観と豊かな自然環境を守りながら、様々な課題を乗り越える新しい時代のまちづくりを進めるため、新たな総合振興計画の策定に取り組むものです。

なお、現在、国が取り組みを進める「まち・ひと・しごと創生法」に基づく地方版総合戦略については、2025年度までの取り組みまでしか示されていませんが、月形町が直面する人口減少という大きな課題解決への方向性を定めるものであるため、「第3期創生総合戦略」を策定することとします。また、総合振興計画と創生総合戦略については、目指す姿の実現に向けた方向性が同じであることや総合振興計画と創生総合戦略の関係性が明確になることから統合した計画とします。

さらに、平成27年には、国連サミットで、「誰一人取り残さない」持続可能な社会の実現に向けたSDGs（持続可能な開発目標、Sustainable Development Goals）が採択され、地方自治体の各種計画に最大限反映することが推奨されています。

このような社会情勢の変化を踏まえながら、新たに10年間のまちづくりの指針と

なる「第5次月形町総合振興計画」の策定を行います。

2 計画の役割

総合振興計画は、町の将来像を掲げ、まちづくり全分野の取り組みを示し、町政運営上の総合的な指針となる最上位に位置付けされる計画です。

そのため、町が行う政策等は総合振興計画を根拠とし、町の策定するすべての計画の基本となるものです。

3 計画の構成と期間

(1) 基本構想

基本構想は、本町が目指す姿（将来像）や基本的な目標、それを実現するために必要な施策の大綱を示すものです。

基本構想の計画期間は、2025年度（令和7年度）から2034年度（令和16年度）までの10年間とします。

(2) 基本計画

基本計画は、基本構想に掲げる将来像を達成するため、今後推進する主要な施策や具体的な成果指標（ベンチマーク）等を示すものです。

基本計画の期間は、社会情勢の変化に対応できるように5年間とし、2025年度（令和7年度）から2029年度（令和11年度）までの5年を前期基本計画、2030年度（令和12年度）から2034年度（令和16年度）までの5年を後期基本計画とします。

(3) 実施計画

基本計画に示された施策に基づいて、事業内容や実施時期を明らかにした行財政運営上の指針とするもので、計画の期間は3年間とし、毎年度見直しを行います。

月形町第5次総合振興計画			第3期月形町創生総合戦略	
基本構想	令和7年度～令和16年度		10年	
基本計画	前期	令和7年度～令和11年度	5年	
	後期	令和12年度～令和16年度	5年	
実施計画	毎年度策定		3年	
			令和7年度～令和11年度	5年

年度	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11	R 12	R 13	R 14	R 15	R 16
基本構想	基本構想									
重点施策	第3期月形町創生総合戦略					第4期月形町創生総合戦略				
基本計画	前期基本計画					後期基本計画				
実施計画	※3年分の計画を毎年見直し									

4 計画策定の考え方

(1) 現計画の点検と評価

事業の積み残しや新たな課題を再確認し、今後の展望を明らかにするため、現計画の振り返りを行います。

(2) 町民参加の推進

計画の企画・立案など、計画策定の段階から各種団体や組織から意見や提案を求める機会を作り、広く町民の意見を伺いながら協働による計画策定を進めます。

(3) 社会・経済情勢の変化に柔軟に対応できる計画

人口減少や少子高齢化の急速な進行など、月形町を取り巻く環境が刻々と変化する中、町財政の今後の見通しや社会経済の検討を行ないながら、その変化に柔軟に対応できる計画とします。

(4) 達成度が確認できる計画

計画には成果指標を設定し、計画に掲げた町の姿にどのくらい近づいたのか、また、それぞれの事業の取り組みがどの程度貢献したかの評価を行います。

(5) 議会の議決

2011年（平成23年）の地方自治法の改正により、基本構想の策定義務に関する規定が削除されましたが、「議会の議決に付すべき事件に関する条例」に基づき、基本構想は議会の議決を経て策定します。

5 計画策定手法

計画の策定にあたっては、庁内に検討組織を設置し、現在の総合振興計画の達成状

況や今後の課題等を整理するとともに、計画検討段階から広く町民の意見を伺いながら計画を策定していきます。

(1) 庁内体制

① 月形町総合振興計画等策定委員会

総合振興計画案の策定及び調整等に関し、円滑な推進を図ります。

役割：基本方針の決定及び基本構想、基本計画原案を作成します。

委員長：副町長 副委員長：教育長 委員：全ての管理職員（町立病院の医療職は除く。）

② 月形町総合振興計画等プロジェクトチーム

所管事項に係る現況と課題、今後の方針、具体的な施策・事業を検討します。

役割：総合振興計画素案・原案の検討、策定

チーム員：係長・主査職

(2) 庁外体制

① 月形町総合振興計画等審議会

月形町総合振興計画等審議会条例に基づき、総合振興計画の策定に関し審議していただきます。

委員：15名以内

② 町民アンケート調査（中高生・18歳以上）

町政に対する町民の意識や評価を調査します。

時期：令和5年9月～令和6年1月

③ 各種団体の代表者インタビュー

町政に対する各種団体の意識や評価、各団体の課題などを把握します。

時期：令和5年10月～令和6年3月

④ 町民からの意見募集（パブリックコメント）

基本構想及び基本計画の素案を公表し、町民からの意見募集を行い、計画の策定に活かしていきます。

時期：令和6年12月

(3) 総合振興計画策定事務局

企画振興課企画係

令和5年度 総合振興計画等策定スケジュール

【委託業務なし】

業務内容	令和5年4月	令和5年5月	令和5年6月	令和5年7月	令和5年8月	令和5年9月	令和5年10月	令和5年11月	令和5年12月	令和6年1月	令和6年2月	令和6年3月
振興計画策定の全体の流れ	方針・スケジュール作成											
	資料及び基礎データ等の収集・整理・分析・各課調査											
人口予測・目標設定	データ入力・分析・補正・作成											
現行計画（振興計画及び総合戦略）の点検・評価 ①フォーマット作成 ②調査依頼 ③調査票回収 ④報告書作成 ⑤各課聞き取り ⑥完成												
基本構想・検討原案 ①各課聞き取り ②原案作成 ③各課修正 ④完成												
基本計画 ①フォーマット作成 ②調査依頼 ③調査票回収 ④計画案作成 ⑤各課聞き取り ⑥完成												
創生総合戦略 ①重点目標決定 ②フォーマット作成 ③調査依頼 ④調査票回収 ⑤計画案作成 ⑥各課聞き取り ⑦完成												
町民意思の反映 月形町総合振興計画等審議会 まちづくりアンケート調査（一般） まちづくりアンケート調査（中高生） 各種団体代表者インタビュー												
庁内策定体制 策定委員会 プロジェクト会議												
町議会												
年度の主要業務の内容	・ 現行の総合振興計画および創生総合戦略の達成状況調査・報告書の作成 ・ 第5次基本構想・基本計画の策定に向けたデータ整理・調書作成・計画の策定 ・ 第3期創生総合戦略策定に向けたデータ整理・調書作成・計画の策定 ・ まちづくりアンケート調査（18歳以上、中高生（中学1年生～高校3年生）） ・ 各種団体インタビュー ・ 審議会・各種委員会の運営 ・ 町議会への説明											
年度内に完成させる計画等	・ 月形町第5次総合振興計画（総論・基本構想・前期基本計画） ・ まちづくりアンケート調査報告書 ・ 第3期月形町創生総合戦略 ・ 月形町人口ビジョン（改訂） ・ 第4次総合振興計画点検・評価報告書											

※1 ■ 事務局事務 ■ 委託事務 ■ 各課事務

令和6年度 総合振興計画等策定スケジュール

【委託業務なし】

業務内容	令和6年4月	令和6年5月	令和6年6月	令和6年7月	令和6年8月	令和6年9月	令和6年10月	令和6年11月	令和6年12月	令和7年1月	令和7年2月	令和7年3月
振興計画策定の全体の流れ					修正・決定				パブコメ			
人口予測・目標設定												
現行計画（振興計画及び総合戦略）の点検・評価												
①フォーマット作成 ②調査依頼 ③調査票回収 ④報告書作成 ⑤各課聞き取り ⑥完成												
計画策定の全体の流れ												
基本構想・検討原案												
①各課聞き取り ②原案作成 ③各課修正 ④完成												
基本計画												
①フォーマット作成 ②調査依頼 ③調査票回収 ④計画案作成 ⑤各課聞き取り ⑥完成												
創生総合戦略												
①重点目標決定 ②フォーマット作成 ③調査依頼 ④調査票回収 ⑤計画案作成 ⑥各課聞き取り ⑦完成												
町民意思の反映												
月形町総合振興計画等審議会				③			④⑤	答申		⑥		
まちづくりアンケート調査（一般）								結果公表				
まちづくりアンケート調査（中高生）								結果公表				
各種団体代表者インタビュー												
庁内策定体制												
策定委員会			⑤	⑥		⑦		⑧		⑨		
プロジェクト会議		⑤	⑥			⑦						
町議会												提案
年度の主要業務の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・第5次基本構想・基本計画の策定・総合調整 ・第3期創生総合戦略の策定・総合調整（総合振興計画に含む。） ・審議会・各種委員会の運営 ・計画の公表 ・町議会への説明・議決 											
年度内に完成させる計画等	<ul style="list-style-type: none"> ・月形町第5次総合振興計画（総論・基本構想・前期基本計画） ・まちづくりアンケート調査報告書 ・第3期月形町創生総合戦略（総合振興計画に含む。） ・月形町人口ビジョン ・第4次総合振興計画点検・評価報告書 											

※1 ■ 事務局事務 ■ 委託事務 ■ 各課事務